令和5年度貝塚市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金申請書(請求書) (申請を必要とする世帯の場合)(子ども加算分を含む)

申請期限は 令和6年5月31日(金)【消印有効】です。

貝 塚 市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

<u>1. 申請·請求者(世帯主)</u>

(フリガナ) エータ	性別	生年月日	現住所		
カイヅカ タロウ	(男)	明治・大正・昭和・平成・令和	大阪府貝塚市畠中1-17-1		
貝塚 太郎	女		日中連絡可能な電話番号 090(××××)××××		

2. 申請者が属する世帯の状況 ※基準日(令和5年12月1日)時点の世帯の全ての構成員について記載

- ○「現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる」欄が「
 「図異なる」に該当する方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発
- 行する、令和5年度住民税(非)課税証明書を添付してください。(該当する方が 令和5年度住民税(非)課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給す
 必ず内容をご確認ください。
- 同世帯に18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童がいる場合、児童1

※欄が足りない場合は、もう一枚申請書をご使用ください。									
	(フリガナ) 氏 名	申請と続柄	性別	生年月日	現住所と令和5年1月 1日時点の住所が異な る	異なる場合には令和5年1月 1日時点の住所を記載	令和5年度 住民税均等割課税状況		
1	(申請者)	本人			□現住所と同一 □異なる		□非課税 □均等割のみ課税 □所得割課税 □未申告		
2	カイヅカ ハナコ 貝塚 花子	妻	女	明治·大正·昭和·平成·令和 54年 8 月 1 日	□現住所と同一 ☑異なる	〇〇県〇△市〇〇町〇〇番地	✓非課税□均等割のみ課税□所得割課税□未申告		
3				A - . - .			□非課税 割のみ課税 割課税		
5	4								

3.基準日時点で世帯にいない児童を子ども加算対象児童として申請する場合

以下の児童がいる場合は、記載してください。

- でに申請することができない場合のみ、申請期限を令和6年6月21日(金)【消印 **必ず内容をご確認ください。** き世恨ま 帯支援給付金については期限延長はありませんので、先にこの申請書を提出し
- 基準日時点で、世帯は別ではあるが生計同一の児童
- ※ 施設入所(措置)児童については、住所の異動に関わらず、給付金の対象とはなりません。

※欄が足りない場合は、もう一枚申請書をご使用ください。

	児童氏名	申請者の続		_	生年月日	同居・ 別居の別		の場合は住所を記載し、 続けてご記入ください(※)
1	カイヅカ ジロウ 貝塚 二郎	子	男	平成· 18年	令和 5 月 5 日	□同居 ☑別居	00	ROO市OO町OO番地
2	カイヅカ ヨイコ 貝塚 良子	子	女	平成 · 6 年	1月1日	☑同居 □別居		
(*)	児童氏名 	児童からみた 世帯主 (児童の属する世帯)との 続柄	世帯主 童の属す 一帯)との 世帯の課利		対象児童の 課税状況	別居の理	皇 曲	生計同一または生計維持の状況 (面会・仕送り等について)
1	貝塚 二郎 大阪 太郎	母の又	□非課税世帯 □均等割のみ ☑課税世帯	課税世帯	☑非課税 □課税 □未申告	通学のカ	こめ	仕送りし、子の生活費を 負担しています

- ① 「令和5年12月2日(基準日の翌日)以降に生まれた子」または「別世帯だが生計同一の児童」がいる場合に、対象児童に ついてご記入ください。
- 別居の場合は上欄のみでなく、下欄にもご記入ください。

4. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。 ※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。 口座番号 口座名義(カナ) 支店名 (※<u>右詰め</u>でご記入くださ い。) 金融機関名 分類 ※通帳の表記に合わせてください。 金融機関 世帯主(代理人が申請・受給する場合は代理人)の金融機関もしくは ゆうちょ銀行の口座情報を記入してください。 さい。 ゆうちょ銀 ざ 生 上 また は キャッンュカート に 記載された 記方・ 畬 号をご記入ください。 <u>代理の方が申請・受給をする場合</u> <u>5</u> 甲請者 との (フリガナ) 代理人生年月日 代理人住所 代理人氏名 代理人の方が申請する場合、記入が必要です。 理 受給を委任する(代理人の口座に振り込む)場合は、この欄の記入に加え、別途委任状が必要です。 上記 ※受給まで委任する場合は、原則として別途委任状が必要です。 法定代理人への委任の場合は記入不要です。 【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。 ☑️以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。 令和5年度貝塚市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(以下「本給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。 ※ 本給付金の支給対象となるためには、令和5年12月1日(基準日)時点で貝塚市に住民登録があり、かつ以下の要件を全て 満たすことが 必要でで - 令和5年度住民税が「均等割のみ課税者のみの世帯」または「均等割のみ課税者と非課税者の世帯」である。 イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。 (注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。 ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。 (2) 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。 (3) 既に令和5年度貝塚市住民税非課税世帯支援給付金(追加支給分)(7万円)または本給付金の支給を受けた世帯ではありません。 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、貝塚市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な **(4**) 資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。 (5) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。 (6) この申請書は、貝塚市において支給決定をした後は、本給付金の請求書として取り扱います。 貝塚市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年5月31日までに、貝 **(7**) 塚市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、本給付金が支給されないことに同意します。 本給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合 には、本給付金を返還します。(意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。) 提出書類 令和5年度貝塚市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金申請書(請求書) (申請を必要とする世帯の場合)(子ども加算分を含む)(本書) ※必要事項をご記入ください。 【✔】:『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』 ※申請・請求者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。 - 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』 ※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し (コピー)をご用意ください。 【✔ : (「現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分) 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税(非)課税証明書』の写し(コピー) ▶ 令和5年12月2日から令和6年5月31日までに生まれた子について申請する場合で、申請時点で貝塚市に子 の住民登録がない場合は、『出生の事実を証する書類の写し(コピー)』 ※母子手帳の出生届出済証明のページ(公印のあるページ)の写し(コピー)や住民票の写し(コピー)など、出生の事実の分かる 書類をご用意ください 代理人の方が申請・受給する場合は ①『世帯主の 代理人の方が申請・受給する場合は、必要書類をそろえ、 ②『代理人の ③本人の代理 □にチェック(✔)してください。 ④保佐人まだ ⑤委任状(受縮まで会任する場合は、原則別述会仕状か必要です。)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。(必ずご署名ください。)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 申請者氏名 貝塚 太郎